

条約交渉の現状と 我が国の対応

平成24年10月13日

環境省環境保健部企画課長

早水輝好

1. どのような条約ができるのか。

- 政府間交渉委員会(INC)における検討事項
- 水銀条約交渉の状況
- 条約の内容と今後の議論等
- 条約交渉における我が国のスタンス

1-1. 政府間交渉委員会 (INC) における検討事項

○検討項目

- ・ 水銀供給の削減と国際貿易の削減
- ・ 製品及び製造プロセスの水銀使用の削減
- ・ 水銀の大気・水・土壌への排出の削減
- ・ 保管、廃棄物及び汚染地に関する取組
- ・ 途上国への技術・資金支援、普及啓発



(写真: UNEP世界水銀パートナーシップのウェブサイトより)

など

1-2. 水銀条約交渉の状況(1)

○第1回政府間交渉委員会

(INC1、2010年6月、ストックホルム)

- ・ 世界約120カ国の参加による国際交渉の開始

○第2回政府間交渉委員会(INC2、2011年1月、千葉)

- ・ UNEP事務局が条約案文を作成することに合意
- ・ 条約の採択・署名のための外交会議の我が国開催を承認
- ・ 近藤環境副大臣以下、政府代表団に加え、金子スミ子さん、坂本しのぶさん、水俣市・宮本市長、熊本県・蒲島知事をはじめ、日本側からも多くの方々が参加

1-2. 水銀条約交渉の状況(2)

○第3回政府間交渉委員会(INC3、2011年10月、ナイロビ)

- ・UNEP事務局より条約案文が提示
- ・「人力小規模金採掘(ASGM)」、「保管、廃棄物及び汚染サイト」及び「普及啓発、研究及びモニタリング、情報伝達」の一部で論点整理が進む

○第4回政府間交渉委員会

(INC4、2012年6月、プンタ・デル・エステ)

- ・「人力小規模金採掘」等、INC3で論点整理が進んだ3点は、条文案がおおむね整理される
- ・水銀添加製品及び水銀が使用される製品プロセスについては、具体的内容に至るまで論点整理が進む
- ・水銀の大気・水・土壌への排出などその他の項目についても議論が進む

1-3. 検討項目毎の現時点での条約内容と今後の議論(1)

水銀供給の削減と国際貿易の削減

【INC4終了時の条約案の概要】

- ・水銀の供給源となる水銀鉱山からの供給の制限
- ・締約国間の水銀の輸出入は条約で定められる範囲に限定
- ・非締約国との輸出入も同様に(又はより厳しく)制限

【さらに議論すべき事項】

- ・水銀鉱山からの一次産出の廃止の進め方
- ・輸出入の規制方法や対象範囲

など

1-3. 検討項目毎の現時点での条約内容と今後の議論(2)

製品及び製造プロセスにおける水銀使用の削減

【INC4終了時の条約案の概要】

- ・製品への水銀の使用については、当面、新たな製造を禁止する製品をリスト化して規制を進める方向で調整。併せて対象製品リストの見直しなどを規定
- ・製造プロセスにおける水銀使用に関しては、条約で禁止する工程を規定(塩素アルカリ製造プロセスの段階的廃止については基本的に合意)。

【さらに議論すべき事項】

- ・製品への水銀の使用：具体的な規制対象品目、新規製品への対応、暫定措置の設定方法 など
- ・製造プロセスにおける水銀使用：塩素アルカリ製造プロセスの廃止期限、塩化ビニルモノマー製造プロセスやその他の触媒・電極用途への対応方法 など

1-3. 検討項目毎の現時点での条約内容と今後の議論(2)続

対象製品リストの例※

※ 非公式会合の結果を踏まえて、日本・ロシア・ジャマイカ共同でINC4に提出したリストより抜粋

- **禁止：世界的に入手可能で、経済的及び技術的に実行可能な水銀フリー代替品がある製品**
 - 電池(水銀含有量2重量%未満のボタン電池を除く)
 - スイッチ及びリレー(維持管理用スイッチを除く)
 - 水銀含有量が一定量を超える30ワット未満の電球型蛍光ランプ
 - 水銀含有量が一定量を超える3波長域帯長寿命(25,000時間超)直管型蛍光ランプ
 - 水銀含有量が一定量を超える一般用高圧ナトリウムランプ
 - 石鹼及び化粧品
 - 殺虫剤及び殺菌剤

- **段階的廃止：締約国が廃絶するための移行期間を必要とする製品**
 - 血圧計
 - 医療用体温計
 - 歯科用アマルガム(国際的なガイダンスを考慮して使用を削減)

1-3. 検討項目毎の現時点での条約内容と今後の議論(3)

水銀の大気・水・土壌の排出の削減

【INC4終了時の報告の概要】(条文案は今後作成)

- ・利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）を中心として排出削減を進める。
- ・各国が自国内の排出・放出源を把握するため、批准の準備作業の一部として予備的評価を実施。

【さらに議論すべき事項】

- ・大気と水・土壌の規定を分けるかどうか
- ・一定の対策を義務として盛り込むか、柔軟に国別計画に委ねるかどうか
- ・対象施設の規模要件、対象となる排出源の範囲
- ・排出目録（インベントリー）や締約国会議への報告の位置づけ

1-3. 検討項目毎の現時点での条約内容と今後の議論(4)

保管、廃棄物及び汚染地に関する取組

【INC4終了時の条約案の概要】

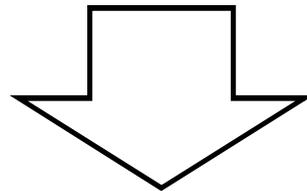
- ・保管については、環境上適正な方法で実施
- ・水銀含有廃棄物については、環境上適正な方法で管理
- ・水銀による汚染地を特定・評価のための戦略の立案に努め、締約国会議は汚染地の管理に関するガイダンスを採択

【さらに議論すべき事項】

- ・保管、水銀含有廃棄物：その管理を締約国が定めるガイダンスによるか必須条件とするか
- ・水銀含有廃棄物：バーゼル条約との関係をどうするか
- ・汚染地に関する取組：資金・技術支援との関係についてどう整理するか

1-4. INC5に向けた交渉の準備

- 議長テキスト(INC5での議論の基になるもの)
:10月中旬までに公表
- 地域会合等で予備的な議論
(アジア太平洋地域会合:10/31-11/1、バンコク)
- ビューロー会合でINC5の進め方を議論
(12月頃予定)



INC5で最終的な議論
(1/13-18、ジュネーブ)

1-5. 今後の条約交渉

- 第5回政府間交渉委員会（INC5、2013年1月、ジュネーブ）
 - ・議長が作成、配布した条文案に基づき議論を行い、合意を目指す
 - ・条約の採択、署名のための外交会議の開催についても、この場で各国に通知。併せて条約の名称も決定

- 水銀条約の採択・署名のための外交会議（2013年秋頃）
 - ・熊本市を主会場とし、水俣市で関連行事を行う方向で環境省からUNEP事務局に提案中

- 条約の発効
 - ・外交会議における各国の署名後、条約が定める必要な条件を満たした場合に条約が発効。
 - ・条約発効後、各締約国は条約に基づき、対策を実施
 - ・締約国会議（COP）を定期的に行い、進捗を管理

1-6. 条約交渉における我が国のスタンス(1)

水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、以下の考え方に基
づき、条約づくりに積極的に貢献していく。

(基本的な考え方)

- 世界各国において水銀対策の強化を進めるべき。
- 途上国を含め、できる限り多くの国が参加可能な国際的な枠組みの構築を目指す。(実効性があり、かつ実施可能なもの)
- 製品の製造や生産プロセス中の水銀使用や貿易を制限し、可能な場合には廃絶していく。
- 利用可能な最良の技術 (BAT) 及び環境のための最良の慣行 (BEP) の導入により環境への排出を削減。

1-6. 条約交渉における我が国のスタンス(2)

(具体的な取組)

- ①水俣病の教訓と水銀対策に関する知見を世界で共有
- ②技術普及のためのUNEP水銀パートナーシップ事業のうち廃棄物分野をリード
- ③アジア太平洋地域コーディネーターとして、地域代表のビューロー(INC副議長：中国、ヨルダン)と協力し地域の議論を活性化

2. 国内でどう対応していくのか？

- 国内における水銀の利用、規制などの状況
- 日本国内での今後の取組

2-1. 国内における水銀の利用状況(1)

○我が国では、化学工業において水銀を用いない代替手法へ転換されたほか、製品への水銀の使用量も減少。

○この結果、水銀の使用量は1964年の約2,500トン/年から近年は12.6トン/年(2002年～2006年の平均)にまで激減。

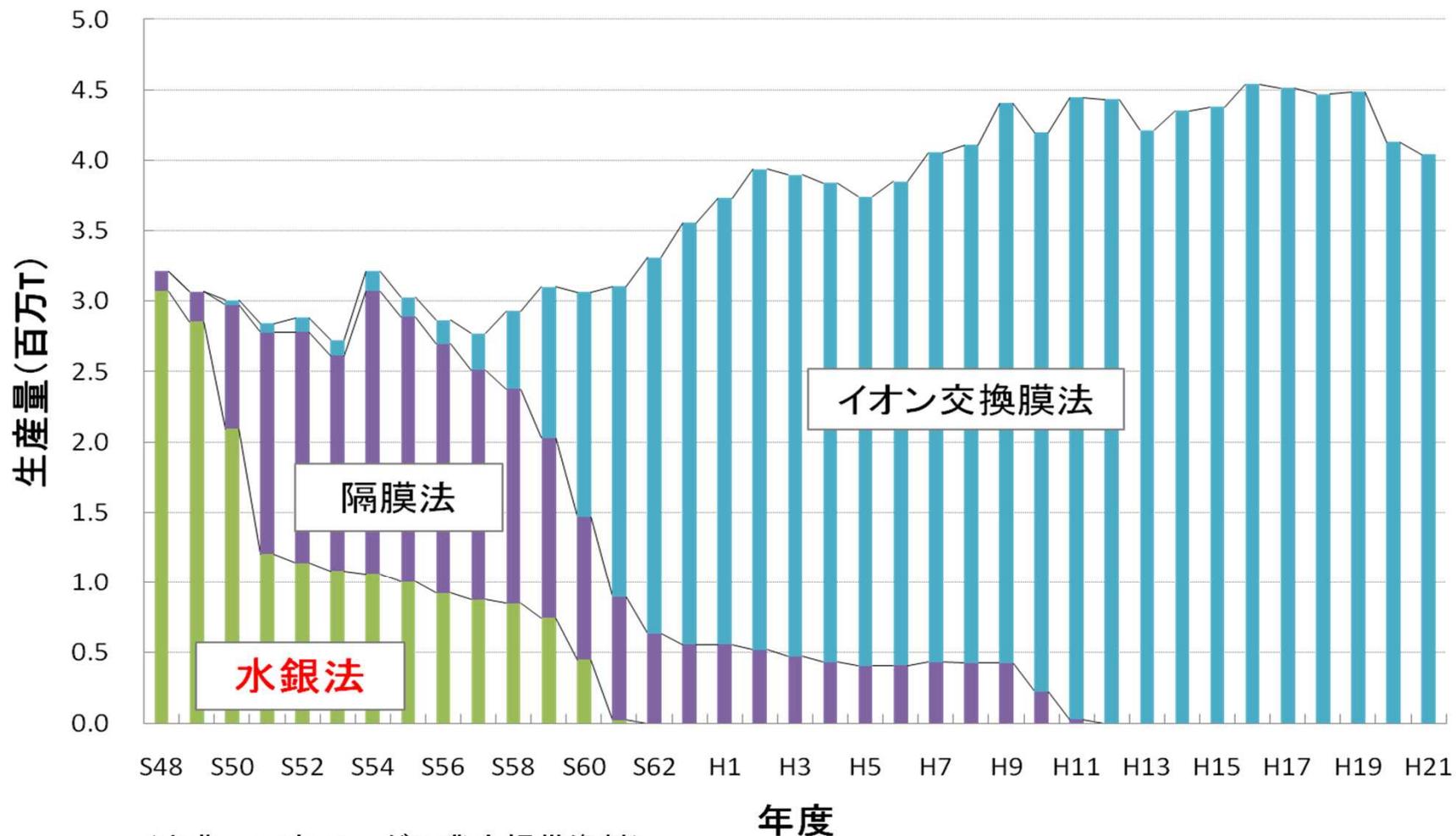
我が国における用途別水銀の使用量

(トン/年) (2002年～2006年の平均)

電池	蛍光灯等	歯科用アマルガム	体温計	血圧計	無機薬品 (銀朱等)	合計
1.8	4.7	0.20	0.69	3.1	2.1	12.6

2-1. 国内における水銀の利用状況(2)

日本における製法別の苛性ソーダ生産量の推移



(出典：日本ソーダ工業会提供資料)

2-2. 国内における水銀の排出状況

○水銀利用の減少や、排ガス対策技術の導入に伴う水銀の排出削減により、人為的な排出は減少。

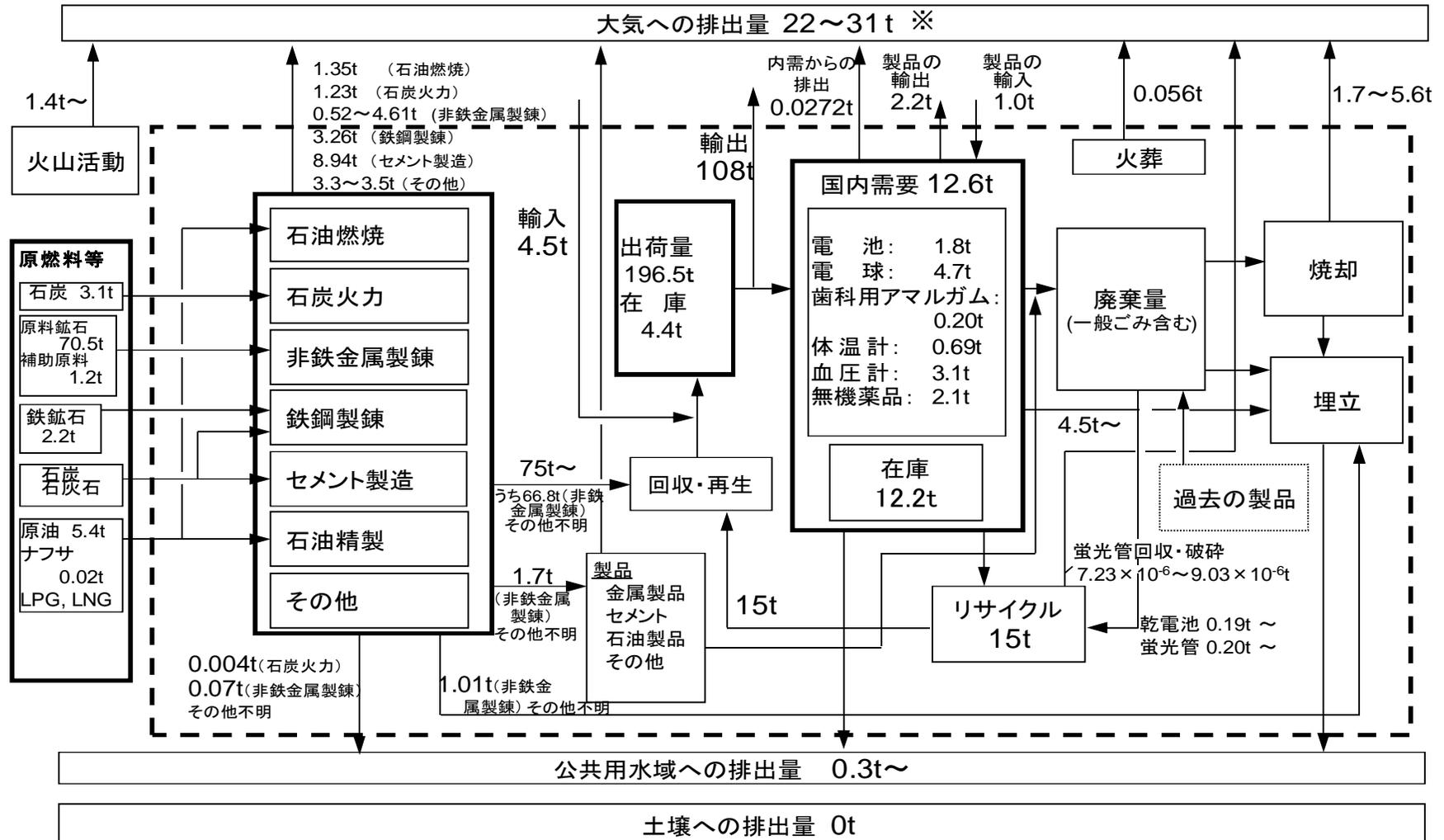
我が国における大気への主要排出源別水銀排出量

(トン／年)(2005年)

石炭燃焼	石油燃焼	廃棄物焼却	鉄鋼・製鉄	非鉄金属精錬
1.8	1.4	1.7~5.6	3.3	0.5~4.6

セメント	石灰石製造	コークス製造	火山	合計
8.9	1.1	0.89	>1.4	22.3~30.6

2-3.日本の水銀に関するマテリアルフロー (2002年～2006年の平均値を用いて作成)



※ 大気への排出量は、2005年ベースの排出量を用いた。

2-4. 水銀に関する現行の基準・規制等

種類	概要
環境基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・水質(公共用水域、地下水)及び土壌:環境基準 ・大気:健康リスクの低減を図るための指針値
環境関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域への排出規制(排水基準)、地下浸透規制及び浄化命令(浄化基準)、底質の暫定除去基準 ・汚染土壌対策(要措置区域等の指定基準) ・水銀含有廃棄物は特別管理産業廃棄物として管理
製品等への使用規制	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品、農薬、汚泥肥料、家庭用品、医薬品の規制 ・誘導的施策:非水銀法への転換、電池中水銀量の削減
政府調達グリーン化	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀を含まないトナーカートリッジ、水銀量一定以下の蛍光ランプ

2-5. 日本国内での今後の取組

- ・INCの議論を踏まえつつ、水銀の回収、長期保管、処分の仕組み等(技術、場所、費用負担等)について十分に検討し、併せて輸出問題も検討。
- ・その他、条約の内容によっては上記以外にも追加的な措置が必要になる可能性があることから、今後のINCの議論を踏まえつつ、国内対応について検討。
- ・引き続き、水俣病の教訓と水銀対策に関する知見を発信。
- ・外交会議(平成25年秋頃開催予定)の準備のための検討。

ご清聴ありがとうございました。

(参考)

○環境省ホームページ

水銀等の有害金属に関する国際的な取組

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>

○国連環境計画 水銀についてのウェブサイト

<http://www.unep.org/hazardoussubstances/Mercury/tabid/434/language/en-US/Default.aspx>